

《新旧対照版》

多可町 会議室等の使用にかかる新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年5月22日 現在

令和2年5月27日 改定

※令和2年5月27日改定、令和2年6月1日より適用します。

本ガイドラインは、下記の方針・ガイドラインの趣旨を踏まえ、町内全施設の会議室等の使用を対象とするものです。

・政府：

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日)

(令和2年5月4日変更)

・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議：

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)

・公益社団法人全国公民館連合会：

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(令和2年5月14日)

1. 基本的な感染症対策の実施

(1) 感染源を絶つこと

使用者は、発熱等の風邪の症状がみられる場合、体調がすぐれない場合は、来館をしないでください。

(2) 感染経路を絶つこと

使用者は、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

2. 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月19日に示した『集団感染リスクを高める3条件が同時に重なる場』を避けるための提言

1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底(密閉しない)

2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮(密集しない)

3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える(密着しない)

上記の提言を踏まえ、使用者は以下の条件により使用してください。

(1) 換気の徹底(密閉しない)

・こまめな換気を実施すること。可能であれば2方向の窓を同時に開けること。

・それが難しい場合でも、1時間に10分は窓を開けて換気を行うこと。

(2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮(密集しない)

・人の密度を下げるために、長机に一人ずつなど、席をあけて着席すること。

・部屋の定員の概ね半分の人数で開催するなど、会議室を広く使うこと。

(3) 直接手と手の接触を伴ったり身体的接触のある活動は行わないこと。(密着しない)

① 近距離での会話や発声等の際のマスク等の使用等

・会話や発声等が必要な場面でも飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなど咳エチケットを徹底するよう指導すること。(マスクが入手困難な下でも、自作する方法や代替のエチケット方法を伝えるなどの配慮を行うこと)

② 大声を出したり息を激しく出す活動は控えること

③ 飲食制限

・原則、水分補給以外の飲食を行わないようにすること。どうしても必要な場合は、対面着席したり、会話しながら飲食したりすることは避けること。

3. 上記1. 2. の対策・対応を踏まえ、当面下記の条件により会議室等の使用を許可します。

使用条件 兼 チェックリスト

<input type="checkbox"/> (1) 使用時間は2時間以内 <input type="checkbox"/> (2) 使用人数は20人以内 <input type="checkbox"/> (3) 使用者全員が町内在住者 (4-2) 基本的な感染症対策の実施 <input type="checkbox"/> ①発熱等の症状がみられる場合、来館をしないよう周知します。 <input type="checkbox"/> ②使用者に使用前の手洗いや咳エチケットを徹底します。 <input type="checkbox"/> ③使用後に使用した物品(机・椅子・ドアノブ等)を施設備え付けの薬剤等で消毒を行います。 (5-3) 密閉しない <input type="checkbox"/> ・2方向の窓を同時に開けて使用します、または1時間に10分は窓を開けて換気を行います。 (6-4) 密集しない <input type="checkbox"/> ・人の密度を下げるために、間隔は概ね2m以上あけて会場を広く使います。 (7-5) 密着しない(※) <input type="checkbox"/> ①全員マスクを着用、または代替の方法で咳エチケットを徹底します。 <input type="checkbox"/> ②大声を出したり、息を激しくする活動ではありません。 <input type="checkbox"/> ③調理、飲食を伴う活動ではありません。 <input type="checkbox"/> (8-6) 参加者名簿を作成し、提出します。 (感染者が出た場合に追跡を可能にするため、連絡先を把握します。) ↑
---

このガイドラインを確認した旨を□にチェックし、使用許可申請書に添付してください。

上記の使用条件を確認し、必要な対策を講じることを誓約したうえで、使用許可申請します。	
団体等名称	
申請者	
連絡先	

注) 施設(会議室)ごとの詳細な使用条件(使用の可否)は別に定めますので、申請前にそちらも確認してください。

※当面、利用を許可しない活動例

- |  |
|--|
| ○密着(密接)を伴う活動<br>・囲碁、将棋<br>○大きな声を出す活動<br>・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲<br>○呼気が激しくなる活動<br>・管楽器、オカリナ、笛、尺八等の楽器演奏<br>・ダンス、体操、エアロビクス等の室内運動(ストレッチ等軽度の運動を除く) |
|--|

使用可能施設一覧

令和2年5月22<sup>27</sup>日 現在

健康福祉センター「アスパル」

名称	可否	備考
会議室 1	○	
会議室 2	○	
会議室 3	○	
会議室 4	○	
研修室	○	
調理実習室	○	調理、会食 <sup>飲食</sup> を伴うものは不可

文化会館「ベルディーホール」

名称	可否	備考
ホール	×	換気不可能のため
会議室	○	間仕切り 1/3 の場合は 10 人まで
ロビー	○	
楽屋	×	換気不可能のため

中コミュニティプラザ

名称	可否	備考
大会議室	×	換気不可能のため
中会議室(西)	○	10 人を超える場合は同時利用し、密集しないようにする
中会議室(東)	○	
調理室	○	調理、会食 <sup>飲食</sup> を伴うものは不可
和室(15 畳)	○	
和室(12 畳)	○	

加美コミュニティプラザ

名称	可否	備考
大ホール	○	
中ホール	○	
学習室 1	○	
学習室 2	○	
研修室 1	○	
研修室 2	○	
研修室 3	○	
和室 2F	○	
和室 1F	○	

八千代コミュニティプラザ

名称	可否	備考
大ホール	○	
会議室 1 (1F)	○	
会議室 2 (1F)	○	
会議室 3 (2F)	○	
会議室 4 (2F)	○	
相談室 1 (2F)	○	

相談室 2 (2F)	○	
調理実習室	○	調理、会食 <del>飲食</del> を伴うものは不可
はぎの間	○	

ふれあいセンター「きた公民館」

名称	可否	備考
運動室	○	
和室	○	
調理実習室	○	調理、会食 <del>飲食</del> を伴うものは不可

隣保館「ふれあいセンター」

名称	可否	備考
和室	×	換気不可能のため
相談室	×	換気不可能のため
会議室	○	

教育集会所

名称	可否	備考
講義室 1	○	
講義室 2	○	
講義室 3	○	
図書室	○	

多可町交流会館

名称	可否	備考
大会議室	○	
和室	○	
調理室	○	調理、会食 <del>飲食</del> を伴うものは不可
図書コーナー	○	

鍛冶屋線記念館

名称	可否	備考
駅長室	○	

グリーンプラザ

名称	可否	備考
研修室	○	
調理室	○	調理、会食 <del>飲食</del> を伴うものは不可
相談室	○	
和室 A	○	10 人を超える場合は同時利用し、密集しないようにする
和室 B	○	

農村婦人の家

名称	可否	備考
会議室	○	
研修室 (和室)	○	
農産加工室兼調理実習室	○	調理、会食 <del>飲食</del> を伴うものは不可

